

# 資料編

# 1 足利市環境基本条例

平成11年10月 1日条例第33号  
改正  
平成30年12月21日条例第38号

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
  - 第2章 環境の保全に関する基本的施策（第7条—第10条）
  - 第3章 環境の保全に関する推進施策（第11条—第16条）
  - 第4章 環境審議会（第17条）
  - 第5章 補則（第18条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の安全かつ健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、ひいては地球環境の保全に貢献することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 安全で快適な生活環境、良好な自然環境等を保持し、保護するとともに、適切に環境の向上を図ることをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

### （基本理念）

第3条 環境の保全は、市民が安全で健康かつ快適な生活を営む上で、良好な環境の恵

みを受けるとともに、山紫水明豊かな本市の特性を生かしつつ、その貴重な環境を将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全は、市、市民及び事業者が公平な役割分担の下に、環境への負荷を低減することによって、人と緑、清流、生き物等の自然とが共生できる持続的な発展が可能な社会が構築されることを旨として行われなければならない。
- 3 環境の保全は、これを地球的規模の環境問題としてとらえ、すべての日常生活及び事業活動において推進されなければならない。

#### **(市の責務)**

第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

- 2 市は、環境施策の策定及び実施に当たり、広域的な取組みを必要とするものについては、国、栃木県及び近隣の地方公共団体と協力して行うよう努めなければならない。

#### **(市民の責務)**

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、環境への負荷の低減に積極的に努めるとともに、広く環境の保全に努めなければならない。

- 2 市民は、良好な環境の保全に自主的に取り組み、市が実施する環境の保全に関する施策に積極的に参画し、協力するよう努めなければならない。

#### **(事業者の責務)**

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

## **第2章 環境の保全に関する基本的施策**

### **(施策の基本指針)**

第7条 環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、総合的かつ計画的に行われなければならない。

- (1) 歴史的文化的遺産が保護され、人とのふれあいの行える歴史的文化的環境の創造を図ること。
- (2) 生態系の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持さ

れること。

- (4) 市民が環境との関わりについて理解と認識を深め、環境の保全に取り組むことができるよう環境教育体制の整備を図ること。

#### (環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標  
(2) 環境の保全に関する施策の方向  
(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるときは、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を反映するよう努めるとともに、足利市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画を変更する場合について準用する。

#### (配慮指針)

第9条 市長は、環境基本計画に基づき、市民及び事業者が環境の保全に配慮すべき事項を示した指針を定めなければならない。

#### (報告書)

第10条 市長は、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況を明らかにするため、毎年度報告書を作成し、これを公表するものとする。

### 第3章 環境の保全に関する推進施策

#### (規制等の措置)

第11条 市は、公害を防止するため必要があると認めるときは、適切な指導、助言、規制等の措置を講ずるものとする。

2 市は、前項に定めるもののほか、生活排水の改善、廃棄物の排出抑制、景観の保全等環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、適切な指導、助言、規制等の措置を講ずるものとする。

#### (施設整備の推進)

第12条 市は、廃棄物及び下水の処理施設等の環境への負荷の低減に資する施設並びに公園、緑地等の自然と人とのふれあいを図るための施設の整備を推進するものとする。

2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、

その影響が低減されるよう環境の保全について配慮しなければならない。

**（教育及び学習の推進等）**

第13条 市は、市民等が環境の保全について理解を深め、環境への負荷の低減に資する活動が促進されるようにするため、環境の保全に関する教育及び学習の推進並びに広報活動の充実に努めるものとする。

**（市民等の自発的な活動への支援）**

第14条 市は、市民等が行う環境の保全に資する自発的な活動が促進されるようにするため、必要な措置を講ずるとともに、環境の保全に関する情報、技術等を提供するよう努めるものとする。

**（調査の実施等）**

第15条 市は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、環境の状況を把握するとともに、必要な調査及び研究を行うよう努めるものとする。

**（市民等の意見の反映）**

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、市民等の意見を反映するよう努めるものとする。

## 第4章 環境審議会

### （環境審議会）

第17条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、足利市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関する事項
- (2) その他環境の保全に関する基本的な事項

3 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する委員12人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 関係行政機関の職員

4 前項の委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号の委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 前項第2号及び第3号の委員の任期は、その職にある期間とする。

5 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

6 市長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は職務上

の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

- 7 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 8 委員は、非常勤とする。
- 9 特別職の職員等の給与に関する条例（昭和26年足利市条例第14号）第5条第6項ただし書の規定は、委員の報酬について適用しない。
- 10 前項の規定の適用に関し必要な事項は、市長が別に定める。
- 11 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

## 第5章 補則

### （委任）

第18条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 足利市環境審議会条例（昭和47年足利市条例第1号）は、廃止する。

### 附 則（平成30年12月21日条例第38号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## 2 足利市環境審議会規則

平成11年10月 1日規則第38号  
改正

平成12年 3月31日規則第27号  
平成12年11月20日規則第58号  
平成15年 3月31日規則第45号  
平成19年 2月28日規則第13号  
平成20年 3月25日規則第13号  
平成21年 3月31日規則第 9号  
平成21年 8月12日規則第33号  
平成23年 5月 9日規則第34号  
平成27年 6月30日規則第38号  
平成30年12月21日規則第43号

### 足利市環境審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、足利市環境基本条例(平成11年足利市条例第33号。以下「条例」という。)第17条第5項の規定に基づき、足利市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第17条第3項第3号の関係行政機関の職員は、次に掲げる機関の推薦する当該機関の職員とする。

- (1) 国土交通省関東地方整備局渡良瀬川河川事務所
- (2) 栃木県県南環境森林事務所
- (3) 栃木県安足土木事務所

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及びその職務を代理する者が不在のときは、市長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、急施を要し、審議会を招集する時間的余裕がないときその他やむを得ない事情があるときは、委員に書面で意見を照会した結果をもって審議会の決定に代えることができる。
- 5 前項の規定により処置したときは、次の審議会において、報告するものとする。  
(資料の提出等の要求)

第5条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、市長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 審議会の会議において必要があるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。  
(専門委員)

第6条 審議会に、必要があるときは、専門の事項を調査する専門委員若干人を置くことができる。

- 2 専門委員は、市長が選任する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了するまでの間在任する。  
(幹事)

第7条 審議会に幹事若干人を置くことができる。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。  
(会議録)

第8条 審議会は、出席委員の氏名、議決事項、議事の経過等を記載した会議録を作成しなければならない。

- 2 会議録には、会長及び出席した委員のうちから会長がその会議において指名する会議録署名人2人以上が署名しなければならない。  
(庶務)

第9条 審議会の庶務は、生活環境部環境政策課において処理する。

(細目)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の設置及び組織に関し必要な事項は、市長が別に定める。

- 2 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 足利市環境審議会条例施行規則（昭和47年足利市規則第5号）は、廃止する。



附 則（平成12年3月31日規則第27号）  
この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年11月20日規則第58号）  
この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成15年3月31日規則第45号）  
この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月28日規則第13号）  
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日規則第13号）  
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第9号）  
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年8月12日規則第33号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年5月9日規則第34号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年6月30日規則第38号）  
この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成30年12月21日規則第43号）  
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

### 3 足利市環境審議会委員名簿

令和4（2022）年2月現在

選出区分	氏名	所属
学識経験者 (第1号)	西村友良	足利大学
	吉益均	足利市医師会
	柏瀬正雄	足利市農業委員会
	蓮沼眞二	足利市自治会長連絡協議会
	室岡孝典	栃木県地球温暖化防止活動推進員
	照本夏子	足利商工会議所
	高賀茂正枝	足利市女性団体連絡協議会 (足利市くらしの会)
	新井美幸	足利市女性団体連絡協議会 (ボランティアグループ あしかが子育て応援ネット)
市議会議員 (第2号)	大谷弥生	足利市議会
関係行政機関の職員 (第3号)	塚本一三	国土交通省渡良瀬川河川事務所
	倉井宏明	栃木県県南環境森林事務所
	林真	栃木県安足土木事務所

## 4 用語集

### あ行

#### 【あ】

##### ISO14001

企業等が、地球環境に配慮した事業活動を行うために、国際標準化機構（ISO）が作成した国際規格。公害対策のように決められた基準値を守ればよいといったものではなく、環境に対する負荷を減らしていくための努力目標を設定し、そのための人材教育やシステム構築を行った結果を認証機関が認定するもの。

##### IPCC（気候変動に関する政府間パネル）

昭和 63（1988）年に、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された政府間組織。地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、得られた知見を政策決定者をはじめ広く一般に利用してもらうことを任務とする。5～7年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。令和3（2021）年8月現在、195の国と地域が参加している。

##### 悪臭物質

悪臭の原因物質は数十万種類と多種多様であるが、特に問題となるのは硫化水素等の硫黄化合物、アンモニア等の窒素化合物などである。現在、悪臭防止法で定められた特定悪臭物質は、アンモニア・メチルメルカプタン・硫化水素・硫化メチル・二硫化メチル・トリメチルアミン・アセトアルデヒド・プロピオンアルデヒド・ノルマルブチルアルデヒド・イソブチルアルデヒド・ノルマルバレルアルデヒド・イソバレルアルデヒド・イソブタノール・酢酸エチル・メチルイソブチルケトン・トルエン・スチレン・キシレン・プロピオン酸・ノルマル酪酸・ノルマル吉草酸・イソ吉草酸の22物質である。

#### 【い】

##### EV（Electric Vehicle、電気自動車）

車に搭載したバッテリーに充電した電気を用いてモーターを動かして走行する自動車。エ

ンジンは搭載していないためガソリンを使用せず、走行時に二酸化炭素や窒素酸化物などの有害物質の排出が無い。環境に優しい次世代自動車で、地球温暖化防止への貢献が期待される。現時点では充電スタンドの不足が課題となっており、普及促進のためのインフラ整備が求められている。

##### 一般環境大気測定局

一般環境大気の汚染状況を常時監視する測定局。一般局と略されて呼ばれることもある。

##### 一般廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第2条第2項において、産業廃棄物以外の廃棄物と定められている廃棄物。一般廃棄物には「一般廃棄物」（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみなどの家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、し尿からなる）、「特別管理一般廃棄物」があり、「一般廃棄物」は収集・運搬および処分について市町村が責任を持つことが原則とされている。

#### 【う】

##### ウォームシェア

家庭の暖房を消して、公共施設や商業施設など暖かい場所に集まって皆で「暖かさを分け合う」冬季の省エネの取り組み。家庭でも複数の部屋で暖房を使うのではなく、一部屋に集まって過ごすことでエネルギー消費量の削減につながる。⇨クールシェア

##### ウォームビズ

暖房時のオフィスの室温を 20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、秋冬のジネススタイルの愛称。重ね着をする、温かい食事を摂る、などがその工夫例。⇨クールビズ

#### 【え】

##### エコアクション21

環境省が策定した環境マネジメントシステムで、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合したもの。

幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供しており、中小企業などにおいても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう工夫されている。

### エコカー

二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）や窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）などの排出量が少なく、燃費の良い環境性能に優れた自動車のこと。ハイブリッドカー、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車などの種類がある。

### エコドライブ

燃料消費量やCO<sub>2</sub>排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる運転技術や心掛けのこと。具体的な例は、穏やかにアクセルを踏んで発進する（ふんわりアクセル）、車間距離に余裕を持って加速・減速の少ない運転をする、エアコンを適切に使用する、渋滞を避け余裕を持って出発する、など。

### エコマーク

環境への負荷が少なく、あるいは環境の改善に役立つ環境に優しい商品（製品およびサービス）を示すマーク。ISOの規格（ISO14024）に則った日本で唯一のタイプI環境ラベル（第三者認証による環境ラベル）制度で、消費者が環境に配慮した商品を選択するときの基準となるように導入され、1989年2月にスタートした。

メーカーや流通業者の申請を受けて、環境省所管の（財）日本環境協会が審査し、認定された商品にはマークをつけることが許される。環境保全効果だけでなく、製造工程でも公害防止に配慮していることが必要である。

### SDGs（持続可能な開発目標）

本文中、P51 参照。

### LED（Light Emitting Diode）

発光ダイオード。電気を流すと発光する半導体の一種。白熱灯等の従来光源に比べて寿命が長く、消費電力量が少ない特徴がある。

### 【お】 オゾン層

地球を覆う大気の成層圏中でオゾンが多く

存在する層をいう。オゾン層は太陽からの有害な紫外線の大半を吸収しており、地球上の生態系を保護している。しかし1970年代から80年代にかけて南極上空のオゾン層が破壊されて穴（オゾンホール）ができていたことが発見され、その後90年代前半にかけて南極上空のオゾンホールが急激に拡大した。現在オゾンホールは南極のほぼ全域を覆う大きさとなっている。

オゾンホールは、フロンガス等が触媒となってオゾン層中のオゾンが破壊されることでつくられるが、フロンは大気中で分解されることがほとんどないため、大気中に排出されたフロンの大部分は成層圏まで到達してしまう。このため、フロンを大気中に排出しないことがオゾンホールの拡大を防ぐ最も有効な対策とされ、世界各地でフロンガス排出規制が行われている。

### 温室効果ガス

太陽光の放射エネルギーを通過させる一方で、地表面から生じる赤外線放射熱を吸収して、地表の温度を上昇させるガス。人の活動などによって大気中の温室効果ガス濃度が上昇したことにより地球温暖化を引き起こしている。

なお、地球温暖化対策の推進に関する法律では、温室効果ガスの種類を二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種と定めている。

### か行

### 【か】 カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と森林などによる吸収量の差引がゼロになること。

### 海洋プラスチック問題

本文中、P19～20 参照。

### 外来種

国外や国内の他地域から人為的（意図的または非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息または生育する生物種。外来種のうち、導入先の生態系などに著しい影響を与えるものを特に侵略的外来種と呼び、これらは自然状態では生じえなかった影響をもたらすものとして問題となっている。

### 合併処理浄化槽（合併浄化槽）

台所や洗濯、お風呂から出る生活雑排水とし尿をあわせてそれぞれの家庭で浄化し、公共用水域へ放流するための施設。

#### ▶単独処理浄化槽

家庭から出るし尿のみを処理する浄化槽で、生活雑排水は処理せずそのまま公共用水域に放流することになるため、水質汚濁の原因となってしまう。このため、平成13（2001）年4月の浄化槽法改正（施行）により、単独処理浄化槽の新設が原則として禁止され、合併処理浄化槽の設置が義務付けられた（既に単独処理浄化槽を設置している者は、合併処理浄化槽への転換に努めることとされた）。

### 家庭用廃食用油の拠点回収事業

足利市が平成22（2010）年に開始した、家庭から出た植物性の使用済み天ぷら油を市内8箇所（R3.8月現在）の拠点で回収する事業。家庭から排出される廃食用油の多くは燃やせるごみとなってしまうことから、循環型社会の構築及び地球温暖化対策の一環として、これらを回収し再利用を図っている。

### 環境基準

環境基本法第16条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもので、公害防止に関する行政上の諸施策を実施する上での達成目標となるもの。大気・水質・騒音・土壌について環境基準値が設定されている。

### 環境基本法

平成5（1993）年制定。公害対策基本法を改正したもの。環境に関する分野について、国の政策の基本的な方向を示す法律。

### 環境教育

人間と環境とのかかわりについて理解と認識を深め、正しい知識に基づいて責任ある行動がとれるよう、学校・家庭・企業などを通じて行う教育。

### 環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。（平成6

（1994）年4月 農林水産省環境保全型農業推進本部「環境保全型農業の基本的考え方」より）

### 環境マネジメントシステム

（Environmental Management System : EMS）

「環境保全に関する活動を点検管理するための仕組み（ルール）」のことで、ISO14001やエコアクション21など、組織や事業者が計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）のPDCAサイクルにより継続的に環境負荷の低減を図る仕組み。

### 環境ラベル

製品やサービスの環境に関する情報を消費者に伝える文言やマークなどのこと。ISOでは3つのタイプ（Ⅰ／第三者認証、Ⅱ／自己宣言、Ⅲ／環境情報表示（技術報告書））に分けて規格を制定している。

### 緩和策

地球温暖化対策において、温室効果ガスの排出量削減、吸収源の増加など地球温暖化の進行を抑止するための取組のこと。具体的には、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入、緑化の推進など。

### 【き】

#### 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

⇒「IPCC」参照。

#### 気候変動枠組条約締約国会議

1992年の国連環境開発会議（地球サミット）で採択された「国連気候変動枠組条約」（UNFCCC、United Nations Framework Convention on Climate Change）の参加国による最高意思決定機関。1995年から毎年開催。1997年のCOP3では京都議定書が、2015年のCOP21ではパリ協定が採択された。

#### ▶COP

Conference of Parties＝締約国会議。末尾の数字は開催回数を表す。「COP5」＝「第5回締約国会議」。

### 協働

共通の目的を実現するために、信頼関係のもと、対等な立場で、役割を分担しながら連携・協力すること。

## 極端現象

極端な高温もしくは低温や強い雨など、特定の指標を越える現象のこと。(例)日最高気温が35℃以上の日(猛暑日)、1時間降水量が50mm以上の強い雨、など。

### 【く】

#### クールシェア

家でエアコンを使わず、図書館などの公共施設や商業施設など涼しいところに集まって皆で「涼しさを分け合う」夏季の省エネの取り組み。⇨ウォームシェア

#### COOL CHOICE(クールチョイス)

本文中、コラム③(P22)参照。

#### クールビズ

冷房時のオフィスの室温を28℃にした場合でも、「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏のビジネススタイルの愛称。ノーネクタイ等の軽装スタイルがその代表。⇨ウォームビズ

#### グリーン契約(環境配慮契約)

製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約。

▶国等における温室効果ガスなどの排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(環境配慮契約法)  
グリーン契約を推進するための法律。

#### グリーン購入

環境にやさしい製品やサービスを選んで優先的に購入すること。平成13(2001)年4月に国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)が施行された。

#### クリーンリーダー

廃棄物減量等推進員(クリーンリーダー)制度において市長が委嘱した推進員。市と市民のパイプ役として、次のようなごみ減量化・資源化の施策に協力していただいている。

- ・資源物集団回収事業の促進
- ・ごみ減量・資源化に関する研修会・講習会等への参加
- ・市が定めるごみの正しい出し方についての地域住民への徹底
- ・ごみの不法投棄・ごみステーションにおけ

る資源物の持ち去り防止のための市への協力

- ・空き缶等ポイ捨て防止の施策の協力

### 【こ】

#### 公害

事業活動など人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、地盤沈下(典型7公害)によって人の健康又は生活環境に係る被害が生じること。

#### 公害防止協定

公害をすでに発生させている企業あるいは発生させる恐れのある企業と、地方自治体や自治会等が、地域の実情を踏まえ、公害防止のため必要な措置を取り決める協定。公害未然防止のため法律や条例と並ぶ有効な手法として広く利用されている。

#### 光化学スモッグ

工場の煙や自動車の排気ガスなどに含まれている窒素酸化物、炭化水素等が、太陽からの紫外線と作用して光化学オキシダントを生成し、特殊な気象条件下でスモッグとなったものを光化学スモッグという。植物被害、目や呼吸器への刺激作用がある。

##### ▶オキシダント

(光化学オキシダント)

オゾン・アルデヒド・PAN(パーオキシアセチルナイトレート)などの酸化性物質の総称。

#### 公共用水域

水質汚濁防止法によって定義される公共利用のための水域や水路のこと。具体的には、「河川・湖沼・港湾・沿岸地域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路」。ただし、下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道のうち終末処理場を有しているもの、またこの流域下水道に接続している公共下水道は除く。

#### 公募設置管理制度(Park-PFI)

平成29(2017)年の都市公園法改正により新たに設けられた、都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法で、飲食店・売店等の公園利用者の利便性向上に資する収益施設(公募対象公園施設)の設置と、

これらの施設から生じる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度。

## コンポスト

堆肥のこと。なお、生ごみや汚泥などを発酵分解させ堆肥にする方法やそのための容器を指すのが一般的。

## さ行

### 【さ】

#### 再生可能エネルギー

自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すことのできるエネルギーの総称。具体的には、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・バイオマスなどをエネルギー源として利用するもの。

#### 再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)

再生可能エネルギーの普及のため、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(FIT法)」に基づき平成24(2012)年7月にスタート。一般家庭や事業者が太陽光などの再生可能エネルギーで発電した電気を、法令で定められた価格・期間で電力会社が買い取ることを国が約束する制度。電力会社が買い取る費用の一部は、電気を使用する消費者が賦課金(再生可能エネルギー発電促進賦課金)という形で負担している。

#### 里地里山

原生的な自然と都市との中間に位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される。

### 【し】

#### 次世代自動車

ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車など、地球温暖化の原因となる二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)等の排出量が少ない環境に優しい自動車のこと。

#### 持続可能な開発

1987年に「環境と開発に関する世界委員会」が報告書の中で提唱したもので、「将来の世代が自らの要求を充足する能力を損なうことなく、今日の世代の欲求をみたまうような開発」という考え方。

#### 持続可能な開発目標(SDGs)

本文中、P51 参照。

#### 循環型社会

本文中、P19 参照。

#### 省エネ機器

##### (住宅省エネルギーエコポイント対象)

家庭用潜熱回収型給湯器(エコジョーズ、エコフィール)、家庭用CO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)、複合型給湯器、HEMS、太陽光発電システム、太陽熱利用システム、家庭用ガスエンジン給湯器(エコウィル)、家庭用燃料電池システム(エネファーム)、蓄電池の9種。

#### 省エネルギー法(エネルギー使用の合理化に関する法律)

省エネ推進に関する事業者などの義務、所管大臣の勧告・指導、判断基準の設定、省エネ推進のための金融・財政上の措置などが定められている。

#### 省エネラベリング制度(省エネラベル)

エネルギー消費機器の省エネ性能について、省エネ法により定められた省エネ基準の達成度合い(%)を表示する制度。平成12(2000)年8月にJIS規格として導入された。ラベルには、①省エネ性マーク、②省エネ基準達成率、③エネルギー消費効率、④目標年度が表示されている。省エネ基準を達成している製品には緑色の省エネ性マーク、達成していない製品にはオレンジ色のマークが表示される。

#### 食品ロス

本文中、P19 参照。

### 【す】

#### 水源かん養機能(森林)

森林が持つ機能のうち、洪水の緩和、水資源の貯留、水質の浄化の機能のこと。森林に降った雨や雪は土壌の小さなすき間に浸透し、ゆっくりと河川に流れていく。このように森

林の土壌が水を貯え流出量を調整することにより洪水が緩和されるとともに、河川の流量が安定する。また雨水が森林の土壌を通過することによってろ過され、水質が浄化される。

### スマートムーブ

日々の移動において、電車・バスなどの公共交通機関や自転車、徒歩などエコな移動手段を選んだり自動車の使い方を工夫したりすることで CO<sub>2</sub> 排出量の削減を目指す取り組み。

### 3R

Reduce（リデュース／ごみの発生抑制）、Reuse（リユース／再使用）、Recycle（リサイクル／再生利用・再資源化）の、循環型社会形成のための3つの取組みの頭文字を取ったもの。

### 3R プラス 1

3R の取組みに Repair（リペア／修理）、Refuse（リフューズ／断る）など、市民一人ひとりが自分に合った行動を自由にプラスする取組み。

### 【せ】

#### 生活雑排水

日常生活の中で出る排水（生活排水）のうち、トイレからの排水（し尿）を除いた、台所、風呂、洗濯などの排水のこと。

#### 生物化学的酸素要求量

（BOD、Biochemical Oxygen Demand）

水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量。値が大きいほど水質汚濁が著しい。河川の汚濁状況を表すものとして最も重要な指標の一つ。

#### 生態系

ある地域に生息するすべての生き物（生物的環境）と、それらを取り巻く大気、水、土壌、光（太陽光）などの無機的環境（非生物的環境）を総合したシステム。生物的環境と非生物的環境が相互に作用しあい、物質・エネルギーの循環が生まれている。

#### 生物多様性

地球上のあらゆる生き物の豊かな個性と、生き物どうしの直接・間接的なつながりのこと。生物多様性条約では、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルで

多様性があるとしている。

### 【そ】

#### 総資源化量

資源化したごみの量。P23 においては、収集資源（リサイクルセンター）、不燃・粗大ごみ処理資源化、集団回収量、拠点回収量の合計を指す。

### た行

### 【た】

#### ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDDs）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称で、化学物質の合成過程や燃焼過程などの際に非意図的に生成される。環境への残留性が高く毒性が強い。多くの異性体が存在し、異性体ごとにその毒性は異なる。最も毒性が強い 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性を 1 とし、異性体ごとに毒性を換算し、毒性等量（TEQ）として表される。

#### 第 5 次環境基本計画

環境基本法第 15 条に基づき策定される国の環境基本計画で、平成 30（2018）年 4 月に閣議決定された。日本が抱える環境・経済・社会の課題は相互に関連・複雑化している現状や、持続可能な社会に向けた国際的な潮流を踏まえ、「地域循環共生圏」の創造、「世界の範となる日本」の確立、これらを通じた持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）の実現を目指すとしている。またこの実現のため、分野横断的な6つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定している。

#### 待機電力

コンセントに接続された家電製品などが、使っていない状態や電源オフの状態であっても消費する電力のこと。正式には「待機時消費電力」という。時刻・温度・時間などのモニター表示や内蔵時計等の機能を維持するためや、リモコンからの指示を待つために常時微小な電力が消費されている。使用していない機器のコンセントを抜くことで節電になる。



**脱炭素社会**

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量が実質ゼロ（カーボンニュートラル）となる社会のこと。

**【ち】****地域循環共生圏**

本文中、コラム⑦（P54）参照。

**地球温暖化対策の推進に関する法律**

平成 9（1997）年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で京都議定書が採択されたことを受け、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたもの。令和3（2021）年の改正を含め、7回改正されている。

**▶改正地球温暖化対策推進法**

地球温暖化を取り巻く国際情勢の変化を受け、令和3（2021）年に改正したもの。主な改正点は、（1）パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設、（2）地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設、（3）脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化、オープンデータ化の推進等、など。

**地産地消**

地域で生産された農産物をその地域内において消費する取り組み。食料自給率の向上に加え、農産物の生産振興、地域の活性化などに繋がる。食材の輸送距離の短縮により輸送時に排出されるCO<sub>2</sub>が削減されるため、地球温暖化対策にもつながるものである。

**【て】****適応策**

既に生じている、あるいは将来生じることが予測される地球温暖化による気候変動の影響に備え、被害を最小限に食い止めるための対策。温室効果ガス削減のための最大限の取組（緩和策）を行ったとしても気温の上昇は避けられないとされており、様々な影響が出ると予測されるため、緩和策と適応策をともに推進していくことが重要である。具体的な適応策の例は、豪雨・土砂災害対策、避難体制・危機管理体制の強化、熱中症対策、農作物の高温障害対策など。

**電気自動車**

⇒「EV」参照。

**電源構成**

石炭、LNG（天然ガス）、再生可能エネルギーなど、エネルギーの種類で分類した電力供給における発電方法の割合のこと。日本の令和元（2019）年の電源構成は、再生可能エネルギー約18%、原子力約6%、LNG約37%、石炭約32%、石油等約7%となっており、化石燃料の割合が全体の約76%となっている。国は令和3（2021）年にエネルギー基本計画の素案を公表し、2030年度の電源構成について再生可能エネルギー・原子力発電の割合を引き上げ、化石燃料の割合を全体の40%程度まで引き下げるとしている。

**【と】****特定外来生物**

本文中、コラム⑤（P31）参照。

**な行****【に】****2050年カーボンニュートラル宣言**

菅前内閣総理大臣が令和2（2020）年10月の所信表明演説において、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとし脱炭素社会の実現を目指すことを宣言したものの。令和3（2021）年5月に成立した改正地球温暖化対策推進法には2050年カーボンニュートラルが基本理念として盛り込まれた。

**は行****【は】****ハイブリッドカー**

複数の動力源を備えている自動車。一般にはガソリンで動くエンジンと電気モーターの2つが搭載された自動車を指す。低速走行時はモーターを使って走行し、加速して燃費の効率が良い速度になるとエンジンに切り替えて走行することにより、低燃費を実現している。

**パリ協定**

2015年12月にパリで開催された国連気候変動枠組条約締約国会議（通称COP）において合意された、2020年以降の地球温暖化対策の新しい枠組みとなる協定。2016年

11月4日に発効。

世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して2℃を十分に下回り、1.5℃に抑える努力をすることを世界共通の目的とし、そのために今世紀後半にカーボンニュートラルを達成することをはじめ、SDGsにおける気候変動に関する5つのターゲットをより具体的にした目標などを定めた。

#### 【ひ】

### PHV (Plug-in hybrid car、プラグインハイブリッドカー)

家庭用コンセントなどの外部電源から差し込みプラグを用いて充電することができるハイブリッドカー。ハイブリッドカーよりも蓄電能力に優れ、EV走行の航続距離が長い。

### ヒートアイランド (現象)

都市の中心部の気温が周囲 (郊外) よりも高くなる現象のこと。気温の高い地域が都市を中心に島のような形状に分布することからヒートアイランド (heat island=熱の島) 現象と呼ばれる。熱中症等の健康被害や集中豪雨の増加、感染症を媒介する蚊の越冬といった生態系への影響が懸念されている。

#### 【へ】

### 平年値

本文中、コラム① (P18) 参照。

### HEMS

(Home Energy Management System)

家庭のエネルギー監視システムのこと。家庭における電力の消費と発電・蓄電設備をリアルタイムで統合的に管理し、快適な生活を保ちつつ効果的な節電を可能とする。

同じシステムをビル内のエネルギー監視に用いたものをBEMS、工場内に用いたものをFEMSという。

### BEMS

(Building Energy Management System)

ビル内のエネルギー監視システムのこと。

HEMS参照。

## ま行

#### 【み】

### 緑のカーテン

ゴーヤやアサガオなどのつる植物を建物の外側に育成することにより、夏場の強い日差

しを遮り、植物の蒸散による水蒸気が気化することにより建物の熱を奪うことで室温の上昇を抑える手法やそのものを指す。

#### 【め】

### メガソーラー

出力1メガワット (1000キロワット) 以上の大規模な太陽光発電。発電所建設には広大な用地を必要とするが、再生可能エネルギーの基幹電源として期待されている。

## や行

#### 【よ】

### 用途地域

都市計画法に基づき、用途に対応して定められた地域区分。目的に合わない建物の建設を制限することで、市街地の住工混在を解消して住み良い生活環境を保全する目的で設けられている。足利市では、12種類の用途地域のうち9種類を定めている。

## ら行

#### 【り】

### リサイクル率

ごみの総排出量のうち、総資源化量の割合。

#### 【れ】

### レッドデータブック

レッドリストに掲載されている種について、生息状況や減少要因などを取りまとめた本。

### レッドリスト

絶滅のおそれのある野生生物種のリスト。日本においては環境省が作成しており、日本に生息又は生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定してリストにまとめている。環境省のレッドリスト2018では、3,675種の生物が絶滅危惧種として指定されている。

## わ行

#### 【わ】

### ワンウェイプラスチック

一度使用されたあと、再使用されことなくごみまたは資源として回収されるプラスチック製のもの。